|  |
| --- |
| 店舗№ |
|  |

（様式３－２）

**申請する店舗（波佐見町内のみ）の情報**

**【開店１年未満の店舗用】**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名  または個人事業主名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 許可番号 | **長崎県指令** | | | | | | |
| 店舗名 |  | | 第 |  |  | |  |  | 号 |
| 店舗  所在地 | 波佐見町 | | 店舗の種類  許可証に記載の「種別」または「業種細分名」 | | | |  | | | |
| 該当する取組内容の□に✔を付けてください | □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、要請期間中、全ての期間において、酒類の提供は午後７時以降行わないようにしました。 | | | | | | | | |
| □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、要請期間中、全ての期間において、午前５時から午後９時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後８時以降行わないようにしました。 | | | | | | | | |
| 備考 |  | | | | | | | | | |
| 店舗ごとの支給額計算 | | | | | | | | | | |
| ◎開店日　令和（　 ）年（ 　）月（ 　）日　※飲食店・喫茶店の営業許可日以降  **※該当する計算方法の□に✔を付けてください。**  ◎中小企業（個人事業主も含む）の場合 | | | | | | | | | | |
| **□Ａ．開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高が８万３,３３３円以下**  （飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の**添付は不要**です）  　　→１日あたりの支給単価は、２万５,０００円  　　→ 店舗の支給額　１５万円 （２万５,０００円 × **６日**） | | | | | | | | | | |
| **□Ｂ．開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高が８万３,３３３円超２５万円未満**  　（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を**添付**してください）  （１）開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高を算定  　・開店日～本年９月６日の売上高合計　 　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・開店日～本年９月６日の日数（暦日数） （Ｂ）　　　　日  ・（Ａ）÷（Ｂ）＝　（Ｃ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  （２）１日あたりの支給単価を決定（１日あたりの売上高の３割）  ・（Ｃ）×０.３ ＝　（Ｄ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  （３）店舗の支給額  ・（Ｄ） × ６日 ＝　　　　　　,０００円　　　　　　　　　　　　　　　（裏面あり） | | | | | | | | | | |
| **□Ｃ．開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高が２５万円以上**  　（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を**添付**してください）  （１）開店日～本年９月６日における１日あたりの売上高を算定  　・開店日～本年９月６日の売上高合計　 　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・開店日～本年９月６日の日数（暦日数） （Ｂ）　　　　日  ・（Ａ）÷（Ｂ）＝　（Ｃ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  （２）１日あたりの支給単価を決定  　・（Ｃ）が ２５０，０００円以上　→１日あたりの支給単価は、７５,０００円  （３）店舗の支給額  　　→　４５万円 （７万５,０００円 ×**６日**） | | | | | | | | | | |
| ◎大企業の場合　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。  **□Ｄ．開店日～本年９月６日との比較による**  **本年９月の１日あたりの売上高減少額から算出**  **（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください）**  （１）１日あたりの支給単価の上限を算定 　・開店日～本年９月６日の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・開店日～本年９月６日の日数（暦日数） （Ｂ）　　　　日  ・（Ａ）÷（Ｂ）＝　（Ｃ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｃ） × ０.３ ＝ （Ｄ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｄ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｅ）　　,　　　,　　　円  （２）本年９月の１日あたりの売上高を算定  　・本年９月の売上高　（Ｆ）　　,　　　,　　　円  ・（Ｆ） ÷ ３０日 ＝　（Ｇ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　（３）１日あたりの減少額を算定  　・（Ｃ） ― （Ｇ） ＝　（Ｈ）　　,　　　,　　　円  （４）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｈ） × ０.４ ＝ （Ｉ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　・（Ｅ）と（Ｉ）のうち、いずれか低い金額　（Ｊ）　　,　　　,０００円 （５）店舗の支給額 　・（Ｊ） ×**６日** ＝ 　　,　　　,０００円 | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務局使用欄 | | | | | | | | | | |
| 区分 | １日あたりの支給単価 | | | | | | | | | |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 店舗の支給額 | | | | | | | | | |
|  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |